

在韓被爆者支援（ODAカウント）



以下の諸点に鑑み、本件支援はODAにカウントし得るものである。

1. 本件支援は、形式的にも実質的にも賠償や補償といった性格を有するものではない。
（日韓間の賠償・補償の問題は法的に1965年の日韓請求権協定で決着済み。本件支援に関しても当方より右立場を随時韓国側に伝達。）
2. 本件支援は、人道的観点から、また、韓国国内の福祉向上の観点から、現在被爆で苦しんでいる韓国の人々の治療費や健康管理手当を将来にわたって支援することを目的とするもの。（日本国内の被爆者対策も「補償」ということではなく「福祉」の観点から行われているものと承知）
3. かかる目的は、「開発途上国の経済開発及び福祉の向上を主たる目的とする」とのDACのODAの定義に合致するものである。
4. また、本件支援は、一種の医療協力とも位置付けることができるが、医療協力はまさにODAに相応しいものである。
5. 韓国はODA供与の対象国であることは言うまでもない。（DACの途上国リストに記載されている）
6. 韓国には現在も技術協力、青少年交流等の関連でODAの「グラント」が供与されており、同国に「グラント」が流れる自体問題ない。（平成元年度でも4億円近くのODAグラントが新規に認められた経緯あり：「日韓学術文化青少年交流基金拠出金」）